

長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会公募委員審査要領

1 目的

この要領は、より広く地域住民の意見を反映できるように、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会の委員の公募について必要な事項を定め、委員の一部を公募により選出することを目的とする。

2 応募資格及び応募方法

20歳以上で、長崎市、長与町、時津町に在住、在勤又は在学している方で、本人による応募の場合のみを対象とする。また、行政機関の職員又は地方公共団体の議会の議員でない者とする。

なお、応募にあたっては、申込書に「ゼロカーボンシティの実現に向けた一市二町の取組みについて」を題として、800字程度の作文を添え、在住、在勤又は在学している市町へ提出する。

ただし、公募への応募は、長崎市、長与町、時津町のいずれか一自治体に応募できるものとし、複数自治体への重複応募は認められないものとする。

3 選考審査

公募委員の選考審査は、その都度、各市町に「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会公募委員選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置して各々行うものとする。

4 選考方法

- (1) 「ゼロカーボンシティの実現に向けた一市二町の取組みについて」の作文（以下「作文」という）の写しを、提出者の氏名、団体名等を明らかにしないで順不同で番号を記し、別紙1に規定する委員会の委員全員に配布するものとする。
- (2) 審査は、別紙2に規定する採点基準により、委員会の委員がそれぞれ採点を行うものとする。
- (3) 委員会の委員は、配布された作文の審査を行い、その結果を別紙3に規定する得点票に記載し、委員長あて提出することとする。（取りまとめは各市町の委員会事務局が行う。）
- (4) 委員会の委員は、配布された全ての作文について審査を行うものとする。
- (5) 採点に基づき、各応募者の得点合計により、上位1名を各市町の公募委員として決定する。
ただし、平均点数が10点以下の場合又は委員長が委員会の委員として適格者なしと判断した場合は、この限りではない。
- (6) 委員長は、選考結果を委員会の委員全員に報告するものとする。

5 選考結果の通知

委員長は選考結果を、応募者全員に速やかに通知するものとする。

6 適用

この要領は、令和5年10月31日以降から適用するものとする。

「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会
公募委員選考委員会」名簿

区 分	補 職 名 等		
自治体名	長崎市	長与町	時津町
委員長	環境部長	住民福祉部長	福祉部長
委 員	ゼロカーボンシテ ィ推進室長	住民環境課長	住民環境課長
委 員	環境政策課長	政策企画課長	行政管理課長
委 員	廃棄物対策課長	契約管財課長	
委 員	環境整備課長	住民環境課環境係長	

長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会 公募委員の採点基準について

【審査項目】

- ① ゼロカーボンシティの実現に対して強く関心があり、各施策・取組み等に一定精通している。
- ② ゼロカーボンシティの実現に対して、単なる施策批判に留まらず、柔軟な考え方で判断することができる。
- ③ 発想した内容や問題提起した内容について、わかりやすく、かつ理路整然とした論理構成になっている。
- ④ 圏域の現状を理解し、これからの圏域の事業展開に望むべきことを、前向きな問題意識をもって提言がなされている。

【5段階採点】項目ごとに採点する。

特に優れている（5点）
優れている（4点）
普通である（3点）
あまりよくない（2点）
よくない（1点）

長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会公募委員課題
「ゼロカーボンシティの実現に向けた一市二町の取組みについて」
採点票

所 属 _____

採点者氏名 _____

- ・各項目それぞれ5点満点で、合計20点満点で採点をお願いいたします。
- ・配布された全ての作文について審査をお願いいたします。
- ・この採点票は、期日までに委員長あて提出の程よろしくをお願いいたします。

番 号	点数（項目採点）				合 計
1	①	②	③	④	
2	①	②	③	④	
3	①	②	③	④	
4	①	②	③	④	
5	①	②	③	④	